

ASIAGAP農場用管理点と適合基準Ver2.3改定第1版_主要改定点一覧

番号	レベル	管理点	適合基準 (Ver.2.3)	レベル	管理点	適合基準 (Ver.2.3改定第1版)	変更理由
2.4.2	必須	食品安全文化の醸成の把握	食品安全に対する意識を組織全体に醸成するために経営者は作業者とのコミュニケーションや教育訓練を行うとともに、食品安全に関する手順の実施状況を把握し、管理点2.4経営者による見直しを実施している。	必須	食品安全文化の醸成の取組み	経営者は食品安全マネジメントシステムの確立、実施、維持、持続的改善のために食品安全文化に関して以下の取組みを行っている。 (1)従業員への教育訓練 (2)従業員とのコミュニケーションと従業員の意見、感想等の記録 (3)取組の効果(従業員の取組状況等)の記録	GFSIの指摘に基づき取組内容を追加・整理した。
5.1 (青果物・茶)	必須	HACCPベースのシステム (一般要求事項)	経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPシステムあるいはHACCPベースのシステムを整備しなければならない。HACCPシステムはコーデックス委員会のHACCP策定方法(Codex委員会-食品衛生の一般原則CAC/RCPI-1969, Rev 4-2003及びHACCPシステム及びその適用のためのガイドライン)に基づいて準備しなくてはならない。 上記のシステムにおいて、農産物に悪影響をもたらし得るレベルの潜在的な微生物または化学的汚染を最小化するため、インプットが適切に管理されるように4、5章を実践している(アレルゲン対応を含む)。上記のシステムは必要に応じ標準作業手順書と作業指示書を含む。 リスク評価の結果から農場の食品安全マネジメントが適切であることを実証できる。	必須	HACCPベースのシステム (一般要求事項)	経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPシステムあるいはHACCPベースのシステムを整備しなければならない。HACCPシステムはコーデックス委員会のHACCP策定方法(Codex委員会-食品衛生の一般原則CXC1-1969, Rev 2020)に基づいて準備しなくてはならない。 上記のシステムにおいて、農産物に悪影響をもたらし得るレベルの潜在的な微生物または化学的汚染を最小化するため、インプットが適切に管理されるように4、5章を実践している(アレルゲン対応を含む)。上記のシステムは必要に応じ標準作業手順書と作業指示書を含む。 リスク評価の結果から農場の食品安全マネジメントが適切であることを実証できる。	GFSIの指摘に基づきCodex委員会の食品衛生の一般原則を最新版に対応とした。
5.1 (穀物)	必須	HACCPベースのシステム (一般要求事項)	経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPベースのシステムを整備しなければならない。このシステムはコーデックス委員会のHACCP策定方法(Codex委員会-食品衛生の一般原則CAC/RCPI-1969, Rev 4-2003及びHACCPシステムおよびその適用のためのガイドライン)または食品微生物基準全米諮問委員会(NACMCF)のHACCP策定方法に基づいて準備しなくてはならない。 上記のシステムにおいて、農産物に悪影響をもたらし得るレベルの潜在的な微生物または化学的汚染を最小化するため、インプットが適切に管理されるように4、5章を実践している(アレルゲン対応を含む)。上記のシステムは必要に応じ標準作業手順書と作業指示書を含む。 リスク評価の結果から農場の食品安全マネジメントが適切であることを実証できる。	必須	HACCPベースのシステム (一般要求事項)	経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPシステムあるいはHACCPベースのシステムを整備しなければならない。HACCPシステムはコーデックス委員会のHACCP策定方法(Codex委員会-食品衛生の一般原則CXC1-1969, Rev 2020)に基づいて準備しなくてはならない。 上記のシステムにおいて、農産物に悪影響をもたらし得るレベルの潜在的な微生物または化学的汚染を最小化するため、インプットが適切に管理されるように4、5章を実践している(アレルゲン対応を含む)。上記のシステムは必要に応じ標準作業手順書と作業指示書を含む。 リスク評価の結果から農場の食品安全マネジメントが適切であることを実証できる。	GFSIの指摘に基づきCodex委員会の食品衛生の一般原則の最新版のみに対応とし、食品微生物基準全米諮問委員会を削除した。
17.1	必須	有害生物への対応	(1) 食品安全に影響を及ぼすすべての施設及び圃場において有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生による食品安全に関するリスク評価を実施し、対策を実施している。リスク評価と対策は記録している。 (2) 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。	必須	有害生物への対応	(1) 食品安全に影響を及ぼすすべての施設及び圃場において有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生による食品安全に関するリスク評価を実施し、対策を実施している。農産物取扱い施設は、有害生物の発生状況を定期的に観察している。リスク評価と対策、有害生物の発生状況は記録している。 (2) 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。	GFSIの指摘に基づき有害生物の発生状況の定期的な観察(モニタリング)と発生状況の記録を追加した。
25.3.2	重要	肥料等の保管条件	袋詰め肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 (1) 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 (2) きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 (3) 肥料等を直接土の上に置いていない。 (4) 農業入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。	必須	肥料等の保管条件	袋詰め肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 (1) 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 (2) きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 (3) 肥料等を直接土の上に置いていない。 (4) 農業入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。	GFSIの指摘に基づき、レベルを必須に変更した。